特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３６号

札幌市東区北37条東22丁目９番６号
清算株式会社　札幌パークエンジニアリング株式会社
代表清算人　佐藤　　猛
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、資産として残った金8,328,448円の中から、３項の必要な経費を控除して、本協定認可決定確定日から１カ月以内に、各協定債権者の指定する銀行口座に、協定債権額の3.247296パーセントの金員（円未満端数切捨）を振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は、各協定債権者の負担とする。
2　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　会社の資産として残った金101,052円について、清算事務に必要な経費に充当して支払う。
4　第１項の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　本協定は、会社の連帯保証人が各協定債権者に対して有する連帯保証債務については、影響を及ぼさないものとする。
札幌地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第７号

札幌市中央区南22条西10丁目５番１号
再生債務者　株式会社日本環境循環機構
主文　破産手続開始につき決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成23年７月５日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２３年（再）第６号

福岡市中央区赤坂１丁目14番22号
再生債務者　株式会社福岡センチュリーゴルフクラブ
代表者代表取締役　上杉　昌也
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月28日から平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第７号

福岡県朝倉市柿原字大谷1321番地11
再生債務者　株式会社創栄
代表者代表取締役　櫻井　良正
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月28日から平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第５号

千葉市稲毛区長沼町239番地66
再生債務者　㈱塚本建設工業株式会社
特別調査期間　平成23年８月１日から平成23年８月３日まで
平成23年７月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第４号

福岡市中央区大手門３丁目11番23号
再生債務者　株式会社寿石油
1　期日　平成23年８月３日午後２時
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年７月４日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第５号

千葉市稲毛区長沼町239番地66
再生債務者　㈱塚本建設工業株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年６月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月５日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年７月29日まで
平成23年７月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１４号

千葉県富津市長崎156番地の14
再生債務者　岡田　茂雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月９日から平成23年８月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第１６５号

愛知県瀬戸市やまて坂２丁目199番地
再生債務者　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月２日から平成23年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２７３号

札幌市手稲区前田２条４丁目６番15号
再生債務者　辻　　正博
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２９３号

札幌市清田区平岡２条２丁目１番32号
再生債務者　渡邊真由美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２９５号

札幌市南区藤野２条13丁目８番５号
再生債務者　片平加代子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３１３号

札幌市白石区東札幌２条３丁目８番27―202号
再生債務者　川崎　智明
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８号

北海道沙流郡日高町富川南５丁目７番７―３号
再生債務者　服部　　彩
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月10日から平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係